様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年01月06日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いなばたさんぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 稲畑産業株式会社  （ふりがな）いなばた　かつたろう  （法人の場合）代表者の氏名 稲畑勝太郎  住所　〒542-8558 大阪府大阪市中央区南船場１丁目１５番１４号  法人番号　4120001077360  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024（2024年3月期） | | 公表日 | 2024年 9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated\_report/  p.13　「経営戦略」  p.21　「IK Vision 2030」  p.26　「デジタル戦略」 | | 記載内容抜粋 | 「経営戦略」に「長期ビジョン IK Vision 2030」として連結売上高1兆円以上、複合機能の高度化、事業ポートフォリオ、海外比率70%以上を挙げている。  また「IK Vision 2030」を達成するための中期経営計画「NC2026」が策定されている。「NC2026」では経営基盤戦略として財務戦略、サステナビリティ戦略、デジタル戦略を基礎としていることが示されている。このうち「デジタル戦略」では「経営情報インフラの高度化とグループ全体のセキュリティ強化 」を行うとしている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024（2024年3月期） | | 公表日 | 2024年 9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 統合報告書2024（2024年3月期）  https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated\_report/  p.106 DX推進 | | 記載内容抜粋 | グローバル経営管理基盤の強化  グローバル経営管理基盤として、「マスタデータ管理（MDM）」と「予算実績管理（CDAM）」のシステムを順次連結グループ全社に展開しています。MDMでは、企業マスタ・商品マスタの統合を行い、CDAMでは、連結の実績自動集計のシステム化を行っています。これらのシステムの連携により、経営情報の一元化と迅速な意思決定が可能となり、データドリブン経営への転換を加速していきます。  生成AIサービス等を利用した競争力向上  新中期経営計画NC2026のなかの、経営基盤戦略におけるデジタル戦略のなかでも言及しているように、社内向け生成AIサービス（M365 Copilot）等の活用を進めています。AIチャットの実務検証には社内各部門が参画して取り組んでいます。営業部門では、デジタルマーケティングの高度化・生産性向上による新たなビジネス機会の創出を狙っています。また、管理部門では既存の業務を最適化、効率化し、付加価値を創造することが主な目的です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社ホームページ  サステナビリティ⇒ガバナンス⇒情報セキュリティ・DX推進⇒体制・人材  https://www.inabata.co.jp/sustainability/governance/security/#sect06 | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略推進に向けた体制」 DX戦略の推進を含む経営全般について、DX責任者が定期的に経営会議に報告および意見交換の場を設定。  経営会議――CIO：代表取締役専務執行役員 デジタル推進室――DX責任者: デジタル推進室長  「デジタル人財の確保と育成」 各営業本部からビジネスリーダーを全社プロジェクトに選出、データアナリティクス研修を実施。すべての従業員にRPA研修を実施。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社ホームページ  サステナビリティ⇒ガバナンス⇒情報セキュリティ・DX推進⇒体系的な技術対策、DX戦略基本方針  https://www.inabata.co.jp/sustainability/governance/security/#sect05 | | 記載内容抜粋 | 「体系的な技術対策」として、インシデント対応の国際的なフレームワークに沿って、エンドポイントセキュリティシステムを展開しています。またあらゆるシステムのログを集約するセキュリティ情報イベント管理システムを活用し、インシデント発生時の原因分析や再発防止策を作成するための事後対応に取り組んでいます。  また「DX戦略基本方針」では「グローバルな経営情報インフラの一層の高度化」を提示しており、新たな技術トレンドを取り入れ、デジタル化を一層推進し、業務の変革と効率化を図る・セキュリティ高度化やＢＣＰ、新たな働き方にも対応した経営情報インフラをグローバルに構築している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024（2024年3月期）  弊社ホームページ | | 公表日 | 2024年 9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  ・統合報告書2024：p.13 https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated\_report/  ・弊社ホームページ  「サステナビリティ」⇒「情報セキュリティ・DX」⇒「DX推進」  https://www.inabata.co.jp/sustainability/governance/security/#sec06 | | 記載内容抜粋 | 統合報告書2024　価値創造プロセスにおいて、弊社の経営戦略である「長期ビジョン IK Vision 2030」として下記の4項目を挙げている。  ・連結売上高1兆円以上  ・複合機能の高度化  ・事業ポートフォリオ  ・海外比率70%以上  また「IK Vision 2030」実現のための具体的な取組の中核として新基幹システムプロジェクトを立上げ、DX活動を全社の持続的な活動として定着化させ、企業価値向上につなげる。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年 9月 30日 | | 発信方法 | 統合報告書2022（2022年3月期）  https://www.inabata.co.jp/themes/inabata/investor/library/integrated\_report/file/integrated\_report2022\_3.pdf | | 発信内容 | 「統合報告書」の「戦略紹介 トップメッセージ」のうち「持続的成長を支える経営基盤の強化」の部分で、代表取締役社長が上述の「グローバルな経営情報インフラの一層の高度化」の取り組みとして、国内の基幹システム更新プロジェクトや、海外拠点を中心としたRPAの活用による在庫管理の自動化・効率化効果などの具体例を挙げ、DX推進について情報発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2010年 4月頃　～　現在 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己診断として提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2008年頃　～　現在 | | 実施内容 | ■情報セキュリティ対策  ・情報セキュリティ規程を制定し、情報管理手続きを定めたマニュアルを整備。  ・グループ全体で管理体制を構築し、徹底した管理と情報セキュリティ強化、従業員教育を実施。  ・規程・マニュアルは随時見直し、新たなリスクやテクノロジーに対応。  ■リモート環境でのセキュリティ強化  ・エンドポイントセキュリティシステムを導入し、ゼロトラストの考え方に沿ったセキュリティ強化。  ・Computer Security Incident Response Team（CSIRT）を立ち上げ、24時間/365日の監視を実施。  ■グループマネジメント  ・国内外のグループ会社に同程度の情報セキュリティ規程を展開。  ・情報セキュリティガイドラインを策定し、グループ全体のセキュリティガバナンスを強化。  ■リスクマネジメント  ・2024年4月から連結子会社全社を対象としたサイバー保険に加入。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。